

自転車王国とくしまサイクリングロードプロジェクト仕様書

1 委託業務の名称

自転車王国とくしまサイクリングロードプロジェクト

2 委託業務の目的

鳴門市から徳島市までの「鳴門・徳島自転車道」を活用した新たなサイクリングロードを構築する他、設定から10年以上になる「自転車王国とくしま公式コース」の再構築を図り、サイクリングで県内を周遊してもらい、県民はもとより関西方面からの誘客を図ることにより、サイクルスポーツ先進県を目指すとともに、生涯スポーツの推進に寄与することを目的とする。

3 委託業務の内容等

(1) サイクリングロード構築・公式コース再構築事業の企画提案

ア 鳴門・徳島自転車道を活用した渦の道入り口前から徳島駅前までの「サイクリングロード」を設定する。

イ 自転車王国とくしま公式25コースのルート検証，設定を行う。

・ルート設定に当たっては安全に配慮し，必ず実走検証を行うこと。

(2) サイクリングロード・公式コース情報発信事業の企画運営

ア サイクリングロード等普及デジタルイベントを企画して実施する。

イ フォト&ショートムービーコンテストを企画して実施する。

・(1)で設定したサイクリングコースの普及を目的としたデジタルイベント等の開催

ウ サイクリングMAP作成

・(1)で設定したサイクリングコース1種類，王国コース4ブロック4種類（既存のMAP同等品）のMAPデータ作成及び印刷を行う。

(3) その他

自転車王国とくしまサイクリングロードプロジェクト推進に有効な取組の企画・実施に係る業務。

4 委託費 5,348千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

6 証憑書類の保管

証憑書類は必ず保管し、事業実績報告書とともに写しを提出すること

7 委託契約について

- (1) 本委託契約に係る委託料は、必要な場合、一部前金払を可能とする。
- (2) 受託者は、本委託業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、原則として委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、徳島県の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、本委託業務を行うにあたり、旅行業法、道路運送法等の関連法令等を遵守すること。
- (5) 受託者は、業務中に知り得た秘密について、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本委託業務完了後、成果報告、収支報告等の実績報告書を委託者に提出する。